

議第75号

高山市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

高山市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成24年9月21日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

市長の給料の一部を削減するため改正しようとする。

高山市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

高山市特別職職員の給与に関する条例（昭和32年高山市条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附則 1～8（略）	附則 1～8（略） <u>9 平成24年11月1日から平成25年1月31日までの間に支給する市長の給料の額については、第3条第1項の規定にかかわらず、月額864,900円とする。</u>

附則

この条例は、平成24年11月1日から施行する。